

強い農業づくり総合支援交付金のうち 卸売市場等支援タイプの配分基準について

3 新食第2271号
令和4年4月1日
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業) 通知

改正 令和5年3月31日 4新食第3061号
改正 令和6年4月2日 5新食第3133号

強い農業づくり総合支援交付金については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、このうち卸売市場等支援タイプの配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプの配分基準

強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場等支援タイプ（以下「卸売市場等支援タイプ」という。）の配分基準については、以下のとおりとする。

ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 4 の 1 のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表 1 のⅡのメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定めるところによるものとする。

第 1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表 1 のⅡのメニューの欄の 1 食品流通の合理化に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の 2 年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱別記 1 の別紙様式 1 号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の 1 の（3）継続事業の負担区分の交付金の額）に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を優先的に配分する。特に、事業実施期間の終了が近い事業実施計画は、事業効果の早期発現の観点から優先するものとする。

なお、強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知。以下「強農要綱」という。）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「強担要綱」という。）に基づき令和 3 年度までに実施した事業のうち、要綱別記 2 のⅠの第 2 の 2 に基づく成果目標の妥当性等の協議の際に、事業実施期間が令和 4 年度以降に及ぶ継続事業として都道府県計画の協議が行われたものについても、卸売市場等支援タイプの継続事業と同様の配分を行うものとする。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から 1 に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表 1 から別表 4 までに基づき算定したポイントの高い順に上位から要望額を都道府県ごとに合計し、交付金額として配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業実施計画に当該配分可能額の範囲内で配分する。

（2）事業実施計画 1 つ当たりの上限要望額は、1 年度当たり 20 億円とする。

（3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該事業実施計画の所在する都道府県に配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい事業実施計画の所在する都道府県に配分する。

（4）配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第 2 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

交付金の配分における要綱第 28 に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

ただし、要綱第 4 の 1 のただし書による緊急対策に係る要綱第 28 に基づく評価結果につい

ては、本項を適用しない。

- 1 評価結果の反映は、要綱第 28 に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去 5 か年の平均値（当該達成率が要綱別表 1 のⅠのメニューの欄の 1 及び 2 のメニューにわたる場合にあっては、各メニューの事業実績に応じて加重平均した値とし、過去 5 か年のうち 3 年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

この場合において、都道府県別の成果目標の達成度は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき 100%以内で算定するものとする。

なお、評価結果の反映にあたっては、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業の評価結果についても、同様の取り扱いを行うものとする。

- 2 評価結果を反映したポイントは、都道府県計画の 1 の（1）総括表の負担区分の交付金として記載した額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達 成 度	ポイント
95%以上	+ 1 ポイント
80%以上 95%未満	0 ポイント
40%以上 80%未満	－ 1 ポイント
40%未満	－ 2 ポイント

第 3 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいい、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業における交付金の不用額についても、同様の取扱いを行うものとする。

ただし、要綱第 4 の 1 のただし書による緊急対策における交付金の不用額は、反映しないこととする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5 %未満	0 ポイント
5 %以上 10%未満	－ 1 ポイント
10%以上	－ 2 ポイント

（注）前々年度都道府県別不用額率＝前々年度不用額／前々年度割当額×100

- 2 3 者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分に反映させた事業実施計画については、1 の規定を適用しないこととする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則 1 による通知施行前の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金の配分基準について」（他の事業で準用される場合を含む。）に基づき、令和 3 年度までに実施した事業又は令和 4 年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の配分基準に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1（食品流通の合理化）

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できることとし、うち1つは類別「物流効率化」の中から選択するものとし、うち1つは取組に対応した類別の中から選択するものとする。なお、物流効率化につながらない施設の整備にあつては、類別「物流効率化」の選択は必須とせず、取組に対応した類別の中から選択することができるものとする。

類別	達成すべき成果目標基準	ポイント
品質・衛生管理 高度化	【環境負荷の軽減】 ・売場施設（共同物流拠点施設の荷捌き場を含む。）における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場（共同物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。）における販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過	・全売場を低温化する場合 ・・・7ポイント ・超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物。水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工。食肉では全中央卸売市場の牛、豚。花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント
物流効率化	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント

		0.7～4.5%・・・3ポイント
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント
	【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント
	【積載率の向上】 ・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対し、出荷時の積載率を10%以上向上 ※年間平均で算出すること。	・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対し、出荷時の積載率が 120%以上・・・7ポイント 110～119%・・・3ポイント
統合・連携	【統合による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント
	【市場間連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、連携市場間の転送に係る取扱数量は控除する。）	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント
	【産地・実需者との連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超	・取扱数量の推計値超過率が

	過	4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント
輸出促進	【輸出の拡大】 ・新規取組又は過去3年間で輸出実績がない場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上 ・既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額1億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値(過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする。)又は過去の輸出実績の最高値のいずれか高い値の1.5倍以上超過	・割合が 15%以上・・・7ポイント 5～14.9%・・・3ポイント ・超過率が 2.0倍以上・・・7ポイント 1.5倍～1.99倍・・・3ポイント
防災対応	【耐震・防災性能の向上】 ・耐震補強の整備後に、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における構造体の耐震安全性分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類のいずれかの耐震安全性の目標を満たすこと ・施設の防災対応に係る整備を実施	・分類Ⅰ・・・8ポイント 分類Ⅱ・・・5ポイント 分類Ⅲ・・・3ポイント ・施設の防災対応に係る整備と併せて防災設備を設置することにより、建築基準関係規定の基準を満たしている場合 ・・・8ポイント ・事業継続計画(BCP)に即した非常用電源の整備を実施し、卸売市場の生鮮食品等の安定供給を確保する場合・・・8ポイント

別表2(施設整備の総合評価の加算ポイント)

- 1 別表1に定めるポイントに加え、2の評価基準に基づき以下のとおりポイント加算できるものとする。
 なお、貯蔵・保管施設、防災施設、加工処理高度化施設等の単独施設の整備にあつては、既存施設の内容を含めて総合的に評価することができるものとする。
 (1) 評価基準の点数が、150点以上の場合・・・16ポイント
 (2) 評価基準の点数が、130点以上の場合・・・14ポイント
 (3) 評価基準の点数が、110点以上の場合・・・12ポイント
 (4) 評価基準の点数が、90点以上の場合・・・10ポイント
 (5) 評価基準の点数が、70点以上の場合・・・8ポイント
 ただし、別表1及び別表2のポイントの合計は30ポイントを上限とする。

- 2 評価基準
 (1) 評価項目のそれぞれについて自己評価を行い、自己評価における判断の内容を記載すること。
 (2) 「2 品質・衛生管理の高度化」の(2)から(4)までは、重複して選択できない。
 (3) 評価基準の自己評価の結果(本表)は、要望調査の際に関係書類とともに都道府県に提出すること。

評価項目		配点	自己評価	自己評価における判断内容
1 物流の効率化				
(1)	施設の一方通行化、入退場口の分離等物流動線の整理によりスムーズな入退場、荷役が可能となる施設である。	15		
(2)	荷待ちが生じない十分な荷下ろし場所・箇所数の確保した施設である。(十分なフォークリフト台数の確保を含む。)	10		
(3)	天候に左右されない荷捌きが行える施設である。	10		
(4)	フォークリフト荷役作業スペースの確保、パレットデポスペースの確保等、パレット化を前提とした施設である。	10		
(5)	共同輸送による大ロット化を前提とした施設である。	10		
(6)	バリアフリーで円滑な物流動線、十分なピッキングスペースの確保、作業環境に配慮した施設である。	10		
(7)	想定取扱数量に対して場内が混雑しない余裕のある導線の面積を確保した施設である。	5		
(8)	多様な作業にフレキシブルに対応できる共用部分を確保した施設である。	5		
(9)	船舶、貨物列車との接続を踏まえた荷捌き、バンニング(コンテナの積込み)に対応した施設である。	5		
(10)	トラック予約システムの導入により、荷待ち時間の短縮、計画的な荷の搬入出を推進する取組である。	5		
(11)	パレット管理ルールを策定する取組である。	5		
(12)	ワンストップで荷下ろしができる共同荷受け(産地への集荷を含む。)の推進及び共同配送を推進する取組である。	5		
(13)	共同作業スペース化、利用しない時間帯の多目的利用を推進する取組である。	5		
2 品質・衛生管理の高度化				
(1)	搬入から搬出までの温度管理を適切に行える閉鎖型施設又はこれに準じる施設(ドッグシェルター及びプラットフォーム)である(常温管理のものは分けてもよい。)。	15		
(2)	ISO22000の認証を取得して、衛生面を含めた食品安全管理を行う取組である。	5		
(3)	搬入出・保管・輸送の行程において、食品衛生管理の手法HACCPの考えに基づく衛生管理の規範が策定され、規範に基づく品質・衛生管理の徹底を推進する取組である。	3		
(4)	「卸売市場における品質管理の高度化に向けた規範策定のためのマニュアル」(平成18年度卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査委託事業、平成19年3月策定)等に基づく「品質管理の高度化に向けた規範」が策定され、規範に基づく品質・衛生管理の徹底を推進する取組である。	1		
3 データ連携・デジタル化				
(1)	荷の発着情報、トラックの配車、荷の管理等を効果的に行うための産地や運送業者等とのデータ連携システムを導入する取組である。	10		
(2)	人手不足の解消・省力化を図るため、AGV等の自動搬送システム、自動ラック等を導入する取組である。	5		
(3)	検品の自動化・省力化、RFIDタグの活用、伝票の電子化等を推進する取組である。	5		
4 実需者ニーズへの対応				
(1)	小売店、外食、加工業者、輸出先国等の実需者ニーズや需要の変化に対応した小分け、パッケージング、ブレッック等に対応した施設である。	5		
5 防災・環境への対応				
(1)	想定される自然災害等に対して、施設の耐震化、耐水化、耐風化に取り組み、災害に強い施設である。	5		
(2)	非常用電源設備を導入した施設である。	5		
(3)	EVトラック、電動フォークリフト、電動ターレ等に給電できる給電設備を導入した施設である。	5		
合計		160	0	

別表 3（都道府県加算ポイント）

別表 1 及び別表 2 に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 から別表 3 までのポイントの合計は 32 ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、加算対象とすることができることとする（ただし、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「国土強靱化基本法」という。）第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に卸売市場が位置付けられている場合にあっては、その選択において配慮するものとする）。
この場合においては、各都道府県において加算する 1 年度当たりのポイントは 2 ポイント（北海道にあっては、3 ポイント）に、第 2 及び第 3 に定めるところにより算出したポイントを加算ポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。
ただし、過去に実施した卸売市場等支援タイプの成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から改善措置の指導をうけている事業実施主体の事業実施計画は、加算対象とすることができないこととし、強農要綱及び強担要綱に基づき実施した事業についても、同様の取扱いを行うものとする。

別表 4（特別加算ポイント）

別表 1 から別表 3 までに定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、ポイントを加算できるものとする。

ただし、別表 1 から別表 4 までのポイントの合計は 37 ポイントを上限とする。

特別加算ポイントの内容
（1）卸売市場の将来ビジョンに係る加算ポイント
開設者と場内事業者等が、将来的な卸売市場の役割と機能、需要予測、コスト、卸売市場間・場内事業者の連携・合併等を踏まえた施設整備の検討を行い、卸売市場施設の整備に係る基本計画又は経営戦略等に当該検討内容が記載されている場合は、1 ポイントを加算できるものとする。
（2）物流の標準化・デジタル化、卸売市場の物流機能の強化の取組に係る加算ポイント
以下の取組を行う場合は、それぞれ 1 ポイントを加算できるものとする。
① 施設においては、青果物流通標準化ガイドライン及び花き流通標準化ガイドラインに即して、パレット循環体制の構築、場内物流の改善体制の構築及び業務遂行の徹底、トラック予約システムの導入、伝票の電子化、コード体系の標準化等に向けた取組を推進する場合
② 卸売業者・仲卸業者による共同輸配送に向けた取組を推進する場合
③ 卸売市場施設に中継共同物流拠点施設としての機能を付加するために行う荷捌き場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設等の単独の施設を整備する場合
（3）卸売市場の統合・連携促進に係る加算ポイント
① 卸売市場の合併を行う場合は、5 ポイントを加算できるものとする。
② 他市場との連携（共同輸配送、商流一体化等）を行う場合は、1 ポイントを加算できるものとする。
（4）輸出促進の取組に係る加算ポイント
卸売市場の施設内で通関、検疫、産地証明等の手続きのワンストップ化に取り組む場合は、1 ポイントを加算できるものとする。
（5）防災・減災の取組に係る加算ポイント
以下のいずれかの取組を行う場合は、1 ポイント（①の場合は、2 ポイント）を加算できるものとする。
① 天災等により被災した施設の整備を実施する場合
② 国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画に位置付けられている卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
③ 災害時等における他市場等との連携協定等を策定している又は策定することが確実である卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項に基づく都道府県地域防災計画又は同法第 42 条第 1 項に基づく市町村地域防災計画の物資輸送等に関する計画において、災害時に緊急物資等の輸送拠点として活用することとされている卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合
⑤ 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）等の地震防災対策関係法令に基づき地震防災に関する対策を強化又は推進する必要がある

ある地域等に開設している卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合

⑥ 構造耐震指標が $I_s < 0.3$ 又は $I_w < 0.7$ の卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合

⑦ 重要インフラの緊急点検を実施した卸売市場において、卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合

(6) みどりの食料システムに係る加算ポイント

以下の取組を行う場合は、いずれか1つについて1ポイントを加算できるものとする。

① 事業実施主体が、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減 事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第40条第1項で規定する認定基盤確立事業者である場合

② みどりの食料システム法第15条第2項第3号で規定する特定区域における同法第23条に規定する認定事業活動を通じて生産された農林水産物を取り扱う取組を推進する場合